

# 信濃川水系水質汚濁対策連絡協議会規約

## (名 称)

第 1 条 本会は、信濃川水系水質汚濁対策連絡協議会（以下「本協議会」という）と称する。

## (目 的)

第 2 条 この協議会は、信濃川水系の河川及び水路などの公共用水域等に係る水質汚濁対策及び環境保全等について各関係機関相互の協力と連絡調整を図ることを目的とする。

## (事 業)

第 3 条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業が円滑に行えるよう連絡調整する。

- (1) 水質汚濁の資料及び情報に関する事業
- (2) 緊急時に関する事業
- (3) 水質監視に関する事業
- (4) その他、水質汚濁対策及び環境保全等の推進に関する事業

## (組 織)

第 4 条 本協議会は別表に掲げる関係機関をもって組織する。

## (会長及び副会長)

第 5 条 会長は本協議会を代表し、会務を総括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故ある時は、その職務を代行する。
3. 会長には北陸地方整備局河川部長があたる。
4. 副会長には新潟県土木部長、長野県建設部長及び信濃川を守る協議会会長があたる。

## (委員会総会及び運営委員会)

第 6 条 本協議会の会議は委員会総会及び運営委員会とする。

2. 委員会総会は、第 4 条で掲げる関係機関の推薦するもので構成し、会長が招集し、議長となる。
3. 委員会総会は、必要に応じて開催し、長期的な活動方針、規約改正等の重要な事項を決定する。
4. 運営委員会は、第 4 条に掲げる関係機関の推薦するもので構成し、運営委員長がこれを招集し、議長となる。
5. 運営委員会は、年 1 回以上開催し、本協議会の運営に必要な事項について審議、決定することができる。
6. 運営委員会は、第 3 項の規定にかかわらず、構成機関の名称変更等軽微な規約改正を決定することができる。
7. 運営委員会は、長期的な活動方針、規約の改正の他、危機管理対策、重大水質事故対応等について委員会総会に提案する。
8. 運営委員長は、いずれかの部会長から委員会総会の開催を要請された場合は、会長に報告するものとする。

9. 運営委員長は、運営委員会の議事内容を会長に報告する。
10. 運営委員長には、北陸地方整備局河川部河川情報管理官があたる。

(部 会)

- 第7条 本協議会に、各流域の関係機関で構成する信濃川流域部会及び千曲川流域部会をそれぞれ設置する。
2. 部会は、当該流域に係る事業を円滑に推進するため、関係機関の連絡調整を行うものとする。
  3. 部会長には、信濃川流域にあつては信濃川河川事務所長、千曲川流域にあつては千曲川河川事務所長がそれぞれあたる。
  4. 部会長は、部会において委員会総会に諮るべき事案と判断された場合は、運営委員長と協議するものとする。
  5. 部会長は当該流域における会務を処理し、必要な事項を運営委員会に報告、提案する。

(検討会)

- 第8条 会長及び部会長は、特定又は専門の事項を審議するため必要に応じ検討会を設けることができる。
2. 検討会は、当該事項に関し、学識経験を有するもの及び、国、地方公共団体等の職員のうちから会長又は部会長が指名するものをもって構成する。
  3. 検討会に検討会長を置き、検討会に属する者の中から互選する。

(顧 問)

- 第9条 本協議会及び部会に、関係機関の推薦によりそれぞれ顧問を置くことができる。
2. 顧問は、会議等に出席して意見をのべることができる。

(事 務 局)

- 第10条 本協議会の事務を処理するため、北陸地方整備局信濃川下流河川事務所占用調整課に事務局を置く。
2. 部会の事務局は信濃川河川事務所占用調整課、千曲川河川事務所占用調整課にそれぞれ置く。

(経 費)

- 第11条 本協議会の運営に要する経費は原則として各構成機関の負担とする。

(委 任)

- 第12条 本規約に定めるもののほか、本協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。
2. 委員会総会の運営に関し必要な事項は会長が、運営委員会の運営に関し必要な事項は運営委員長が、部会の運営に関し必要な事項は部会長がこれを定めることができる。

- 附則
- |            |       |           |
|------------|-------|-----------|
| この規約は昭和47年 | 5月30日 | より施行する。   |
| この規約は平成4年  | 7月31日 | より一部改正する。 |
| この規約は平成13年 | 1月6日  | より一部改正する。 |
| この規約は平成15年 | 4月1日  | より一部改正する。 |

この規約は平成17年 4月 1日より一部改正する。  
この規約は平成20年 4月 1日より一部改正する。  
この規約は平成22年 4月 1日より一部改正する。  
この規約は平成25年 5月16日より一部改正する。  
この規約は平成27年 9月 1日より一部改正する。

別表

構成機関

北陸地方整備局

関東経済産業局

新潟県

長野県

信濃川を守る協議会

(信濃川流域内市町村)

信濃川・阿賀野川両水系水質協議会